

牛島海運有限会社 第三セクター等経営健全化方針

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

平成 31 年 3 月 12 日
光市経済部商工観光課

2 第三セクター等の概要

法人名 牛島海運有限会社
代表者名 代表取締役 市 川 熙
所在地 山口県光市大字牛島722番地
設立年月日 昭和43年10月23日
資本金 8,050千円 【当該地方公共団体の出資額(出資割合) 7,900千円 (98.14%)】
業務内容 一般旅客定期、不定期航路事業

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

経営状況については、牛島の島民の人口減少により、旅客や貨物の運賃収入は減少する一方で、船員の定年退職や船舶の老朽化等に伴い、船員費や船舶修繕費は増加しており、本航路は、離島航路整備法に基づく国庫補助対象航路として指定を受け、毎年、国庫補助金をはじめ、県補助金や市補助金の交付を受けながら経営している。

牛島には、診療所はあるものの、診療日は毎週土曜日の午前中のみの開院であり、歯科医等専門医への通院のための交通手段のほか、島内には店舗はなく、生活必需物資の調達手段として、島民は本航路の利用が不可欠となっている。

本市では、第2次光市総合計画において、牛島海運有限会社への支援を継続することにより、会社の安定的な経営を保持し、牛島と本土を結ぶ唯一の航路の維持に努めることとしており、牛島海運有限会社の経営状況をしっかりと把握したうえで、航路維持のための支援を行っている。

また、牛島海運有限会社は、本市の出資割合が50%以上であることから、地方自治法第243条の3第2項に基づき、毎年度、経営状況を説明する資料を作成し、光市議会にその状況を報告している。

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

本航路は、牛島と本土を結ぶ唯一の交通手段で、島民の最低限の生活を保障するためには、本航路の存続は必要不可欠であり、極めて公共性や公益性が高い。

しかしながら、牛島海運有限会社が公共性や公益性が高い事業を実施し、採算性の確保は困難としても、本市から独立した有限会社として、引き続き、経営の効率化、合理化について検討を進める必要がある。

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

① 牛島海運有限会社が、毎年作成する「離島航路3カ年計画」(航路経営改善に関する基本方針・航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項・収入の増加確保に関する事項・経費の節減に関する事項・関係機関等との連携に関する事項・今後引き続き検討すべき事項)の取組みに対し点検・評価を行う。

② 経営健全化や効率化に向け、日常的に経費削減や経営改善に向けた助言や指導を行う。

③ 牛島海運有限会社とともに、光市地域公共交通網形成計画に掲げる施策(牛島観光のPR)に取り組み、牛島航路の観光客の利用促進を図る。

(参考)

6 法人の財務状況

貸借対照表 から	項目	金額(千円)		
		28年度	29年度	30年度
	資産総額	4,852	2,655	3,078
	(うち現預金)	1,586	1,816	2,326
	(うち売上債権)	44	88	62
	(うち棚卸資産)	341	269	290
	負債総額	18,659	22,394	22,355
	(うち当該地方公共団体からの借入金)	-	-	-
	純資産額	△ 13,807	△ 19,739	△ 19,277

損益計算書 から	項目	金額(千円)		
		28年度	29年度	30年度
	経常収益	8,741	7,148	6,667
	経常費用	47,689	52,028	51,084
	経常損益	△ 38,948	△ 44,880	△ 44,417
	経常外損益	43,143	38,948	44,879
	当期純損益	4,195	△ 5,932	462